

越谷市建築物耐震改修促進計画【概要版】

平成20年6月(令和8年3月改定)

計画の概要

○計画の目的

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づき策定するものです。
- ・ 越谷市建築物耐震改修促進計画は、昨今の地震により、耐震化が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じたことから、今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな耐震化率の目標の設定や対象建築物の拡充を図り、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的とします。

○計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

○対象建築物

種類		備考
住宅		戸建て住宅
		分譲共同住宅
耐震改修促進法第14条に規定される特定既存耐震不適格建築物	第1号	多数の者が利用する建築物
	第3号	緊急輸送道路等の避難路沿線建築物
市有建築物		市が所有又は管理している建築物

耐震化の現状と目標

		総数	耐震性のある建物 総数	耐震化率 (令和8年3月末時点)
		a	b	c(=b/a)
民間 建築物	住宅	145,732	138,350	94.9%
	多数の者が利用する 建築物	618	598	96.8%
市有 建築物	避難所施設	81	74	91.4%
	多数の者が利用する 建築物	84	82	97.6%

令和12年度末までの目標

おおむね解消

おおむね解消

100.0%

100.0%

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化について

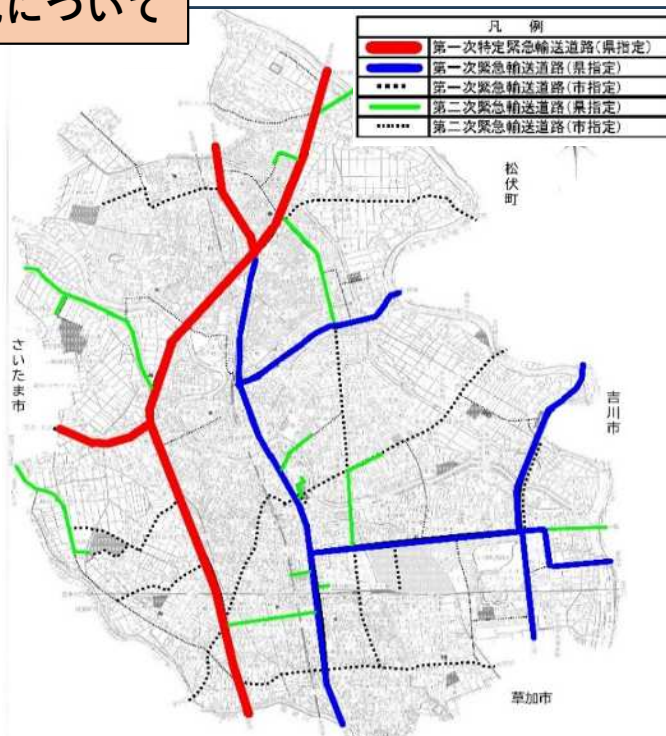
○緊急輸送道路とは

災害発生時における被災者の避難及び被災者の生活を確保する物資輸送のために利用する路線として埼玉県及び越谷市が指定する路線。

○避難路沿道建築物の現状と目標

埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道建築物のうち、地震発生時に道路を閉塞するおそれのある特定耐震既存不適格建築物は、令和7年度末時点での対象は8件であり、該当する建築物の所有者等に指導及び助言を行い、耐震化を促進することを目標とします。

なお、市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物についても、耐震化の促進に努めてまいります。



耐震化を促進するための施策

【取組方針①】 普及・啓発

- ①-1 旧耐震基準により建築された木造住宅所有者への情報発信
- ①-2 分譲マンション管理組合への情報発信
- ①-3 関係団体への情報発信
- ①-4 イベント等での周知
- ①-5 エレベーター及びエスカレーター等の地震対策
- ①-6 特定天井等の脱落対策

【取組方針②】 耐震化支援

- ②-1 無料簡易耐震診断の実施
- ②-2 木造戸建て住宅への支援策
- ②-3 分譲マンションへの支援策
- ②-4 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物への支援策
- ②-5 住宅の耐震化を総合的に支援するための施策
- ②-6 ブロック塀等の倒壊、転倒防止の対策を支援するための施策

【取組方針③】 環境の整備

- ③-1 住宅リフォーム・耐震相談会の実施
- ③-2 マンション管理セミナー・相談会の実施
- ③-3 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度
- ③-4 自治会・専門団体との連携体制の構築

建築物の耐震化率向上

耐震化支援

(令和8年3月末時点)

木造住宅

耐震診断

- ・H12.5.31以前に建築されたもの
- ・市の簡易耐震診断の評価1.0未満

費用の2/3 かつ上限

7万円

耐震改修

- ・H12.5.31以前に建築されたもの
- ・耐震診断の評価1.0未満

費用の23% かつ上限

50万円

簡易耐震改修

- ・H12.5.31以前に建築されたもの
- ・耐震診断の評価1.0未満

費用の23% かつ上限

20万円

分譲マンション

耐震予備診断

- ・S56.5.31以前に建築されたもの

費用の2/3 かつ上限

10万円

耐震本診断

- ・S56.5.31以前に建築されたもの

費用の2/3 or 住戸数×5万円
かつ上限

100万円

耐震改修

- ・診断により倒壊又は崩壊する危険性があるとされたもの

費用(居住面積1㎡×49,300円
を上限)の23% かつ上限

住戸数×20万円